

分別収集計画

第 10 期

(令和5年度～令和9年度)

加東市

目 次

1 計画策定の意義	1
2 基本的方向	1
3 計画期間	1
4 対象品目	1
5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み	2
6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項	3
7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分	4
8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務省令に定める物の量の見込み	5
9 分別収集を実施する者に関する基本的な事項	7
10 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項	8
11 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項	9

1 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

循環型社会実現のためには、廃棄物についてはできる限り発生を抑制し、不用となったものについては不適正処理の防止、環境への負荷低減に配慮しつつ、できる限り循環的な利用を行うことが必要となっている。

このため、今後も引き続き廃棄物の発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再資源化（リサイクル）の、いわゆる「3R」を積極的に推進し、更に徹底した排出抑制・分別の徹底を図ることが重要である。

本計画は、このような状況の中、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「容器包装リサイクル法」という。）第8条に基づき、一般廃棄物の中で大きな比率を占める容器包装廃棄物を分別収集し、及び地域における容器包装廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進し、最終処分量の削減を図る目的で、市民・事業者・市それぞれの役割や具体的な推進方策を明らかにし、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

今後は、ごみ処理基本計画を基に本計画を円滑に推進することにより、リサイクル率の向上と、環境への負荷が少ない循環型社会の実現を目指す。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たって、基本事項を以下に示す。

- ・ごみの発生・排出抑制の推進
- ・可能な限り資源化に取り組むよう情報提供や広報・啓発を行い、資源ごみの分別の徹底を推進
- ・地域主体による資源ごみ集団回収運動の推進
- ・容器包装廃棄物の店頭回収の推進

3 計画期間

本計画の計画期間は、令和5年4月を始期とする5年間（令和5年度～令和9年度）とし、3年ごとに改定する。

4 対象品目

本計画が分別収集の対象とする品目は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装の10品目を対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

表1 容器包装廃棄物の排出量の見込み

(単位:t)

項目 年 度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
容器包装廃棄物	1,889	1,874	1,858	1,843	1,827

参考 容器包装廃棄物の排出量の見込みの内訳

(単位:t)

種類 年 度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
缶 類	スチール製容器	65	64	64	63
	アルミ製容器	62	61	61	60
	小計	127	125	125	122
ビン 類	無色ガラス製容器	152	151	150	148
	茶色ガラス製容器	110	110	109	108
	その他のガラス製容器	45	44	44	43
	小計	307	305	303	299
紙 類	飲料用紙製容器	56	56	55	55
	段ボール製容器	297	295	293	290
	紙製容器包装	333	330	327	325
	小計	686	681	675	670
プラスチック類	ペットボトル	106	105	104	103
	プラスチック製容器包装	664	659	653	648
	小計	770	764	757	752
合計		1,889	1,874	1,858	1,843
					1,827

※四捨五入のため、合計があわない場合があります。

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出の抑制の促進を図るため、以下の方策を実施する。なお、実施に当たっては、市民、事業者、市がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図ることが重要である。

（1）啓発活動の充実

ア 市民に対し、ごみカレンダー、広報紙、ホームページ、ケーブルテレビ、チラシ及び各種市内イベント等を活用し、最新の情報を提供することで、容器包装廃棄物を含むごみの発生抑制やごみの減量・資源化に取り組む。

（2）資源ごみの分別の徹底

ア プラスチック製容器包装の分別を強化し、品質の向上に努める。

イ 全地区を対象にごみ減量・リサイクル懇談会を実施し、分別に対する意識向上を図る。

ウ マイバッグ持参運動の取組によりレジ袋使用量の削減を行うとともに、過剰包装等の抑制を事業者に対し行う。

エ 地域、各種団体による資源ごみ集団回収運動を奨励し、民間再生事業者等に鉄類・紙類・リターナブルびん等を有価物として引き渡した重量に対し、補助金を交付する制度を引き続き実施する。

オ ごみの減量化・再資源化に取り組む販売店の店頭回収の活用について、PRに取り組む。

（3）学校・地域など環境及びごみ問題について考える場の設置

ア 市内小・中学校を対象に「環境・ごみ問題」をテーマにポスターを描くことにより、ごみ減量やリサイクル、更に環境について考えてもらう機会を提供し、市が主催するイベントに展示コーナーを設置するなど、地域住民にも考える場を提供する。

イ 市内小学4年生の社会科において、ふるさと学習「かとう学」副読本を活用し、地域学習でごみについて学習しており、学校の要請を受け、環境学習等の講師を派遣することで開催場所にとらわれない学ぶ場を提供する。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

分別収集する容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定め、収集に係る分別の区分は下表右欄のとおりとする。

表 2

分別収集する容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	缶・小型金属類	
主として ガラス製 の容器	無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器	びん
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	飲料用紙パック	
主として段ボール製の容器	段ボール	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	雑誌(雑がみ)	
主としてポリエチレンテレフタート(PET)製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル	
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	容器包装プラスチック	

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務省令に定める物の量の見込み（第8条第2項第4号）

上記の量の見込みとその算定の基礎となる人口の見込みは、下表のとおりとする。

表3（量の見込み）

	5年度		6年度		7年度		8年度		9年度	
主としてスチール製の容器	47 t		47 t		46 t		46 t		46 t	
主としてアルミ製の容器	43 t		43 t		43 t		42 t		42 t	
無色のガラス製容器	(合計) 79 t		(合計) 78 t		(合計) 77 t		(合計) 77 t		(合計) 76 t	
	引渡量	独自処理量								
	0t	79t	0t	78t	0t	77t	0t	77t	0t	76t
茶色のガラス製容器	(合計) 71 t		(合計) 70 t		(合計) 70 t		(合計) 69 t		(合計) 68 t	
	引渡量	独自処理量								
	0t	71t	0t	70t	0t	70t	0t	69t	0t	68t
その他のガラス製容器	(合計) 24 t		(合計) 23 t		(合計) 23 t		(合計) 23 t		(合計) 23 t	
	引渡量	独自処理量								
	0t	24t	0t	23t	0t	23t	0t	23t	0t	23t
主として紙製の容器であつて飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	12 t		12 t		12 t		12 t		11 t	
主として段ボール製の容器	55 t		55 t		54 t		54 t		53 t	
主として紙製の容器包装であつて上記以外のもの	(合計) 62 t		(合計) 62 t		(合計) 61 t		(合計) 61 t		(合計) 60 t	
	引渡量	独自処理量								
	0t	62t	0t	62t	0t	61t	0t	61t	0t	60t

主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であつて飲料又はしょようゆその他の主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計) 59 t		(合計) 59 t		(合計) 58 t		(合計) 58 t		(合計) 57 t	
	引渡量 28t	独自処理量 31t	引渡量 27t	独自処理量 31t	引渡量 27t	独自処理量 31t	引渡量 27t	独自処理量 31t	引渡量 27t	独自処理量 30t
主としてプラスチック製の容器包装であつて上記以外のもの	(合計) 169 t		(合計) 168 t		(合計) 166 t		(合計) 165 t		(合計) 163 t	
	引渡量 165t	独自処理量 4t	引渡量 164t	独自処理量 4t	引渡量 162t	独自処理量 4t	引渡量 161t	独自処理量 4t	引渡量 160t	独自処理量 4t
(うち白色トレイ)	(合計) 4 t									
	引渡量 0t	独自処理量 4t								
合計	620 t		615 t		610 t		605 t		600 t	

※四捨五入のため、合計があわない場合があります。

表4 (人口の見込み)

5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
39, 298人 (対前年度比) 99.2%	38, 973人 (対前年度比) 99.2%	38, 647人 (対前年度比) 99.2%	38, 322人 (対前年度比) 99.2%	37, 997人 (対前年度比) 99.2%

9 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

本市においては、缶・小型金属類（スチール・アルミ）、びん類（無色・茶色・その他）、ペットボトル、プラスチック製容器包装を資源ごみとして分別収集を実施し、加東市リサイクルヤードを保管施設として活用しながら、小野クリーンセンター及び委託業者で選別圧縮等の中間処理を行う体制を継続する。

なお、現在資源ごみ集団回収運動を実施している各種団体が回収している容器包装廃棄物については、引き続き各種団体が分別収集を実施する。

収集・運搬の段階、中間処理の段階の実施者について下表5に示す。

表5

容器包装廃棄物の種類		収集に係る 分別の区分	収集・運搬の段階	中間処理の段階	
缶	スチール製容器	缶・小型金属類	市による定期収集	小野クリーンセ ンター又は委託 業者	
	アルミ製容器				
びん	無色ガラス製容器	無色びん	市による定期収集	委託業者	
	茶色ガラス製容器	茶色びん			
		酒・ビールびん	各種団体による集団回収	民間業者	
	その他のガラス製容器 (青色・緑色・黒色びん)	その他色びん (青色・緑色・黒色びん)	市による定期収集	委託業者	
紙	飲料用紙製容器	紙パック	店頭回収	民間業者	
	段ボール製容器	段ボール	各種団体による集団回収		
	その他の紙製容器	雑誌(雑がみ)			
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	市による定期収集	小野クリーン センター	
	プラスチック 製容器包装 (白色トレイを含む)	容器包装 プラスチック	店頭回収	民間業者	
			市による定期収集	委託業者	
		食品トレイ	店頭回収	民間業者	

10 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

現在分別収集を行っている缶・小型金属類、びん類、ペットボトル、プラスチック製容器包装については現行のとおり行い、新たに分別収集を行うものについては、コスト等も考慮し、民間施設の活用も含めて総合的に検討していく。

表 6

容器包装廃棄物の種類	収集に係る 分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
スチール製容器	缶・小型金属類	ドラム型容器	パッカー車	小野クリーンセンター又は委託業者
アルミ製容器	アルミ缶	専用容器	トラック等 * 民間業者車両	民間業者
無色ガラス製容器	無色びん	ドラム型容器	パッカー車	委託業者
茶色ガラス製容器	茶色びん 酒・ビールびん	専用容器	トラック等 * 民間業者車両	民間業者
その他のガラス製容器	その他色びん (青色・緑色・黒色びん)	ドラム型容器	パッカー車	委託業者
飲料用紙製容器	紙パック	専用容器	トラック等 * 民間業者車両	民間業者
段ボール製容器	段ボール			
その他の紙製容器	雑誌(雑がみ)			
ペットボトル	ペットボトル	ドラム型 又はカゴ型容器	パッカー車 2t平ボディ車	委託業者
		専用容器	トラック等 * 民間業者車両	民間業者
プラスチック製 容器包装 (白色トレイを含む)	容器包装 プラスチック	指定ごみ袋	パッカー車	委託業者
	食品トレイ	専用容器	トラック等 * 民間業者車両	民間業者

11 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

- (1) 区長会・婦人会・保健衛生推進委員等の住民代表や事業者の意見、要望等を反映させ、容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に進めていくために、地区ごとの分別収集推進体制の整備を進める。
- (2) 地域が主体となった集団回収運動を拡大するため、地区単位の集団回収にも助成を行うとともに、支援内容の改善、新たな支援のしくみづくりを検討し、既存団体の集団回収への参加促進等を進める。
- (3) ごみカレンダー、広報紙、ホームページ、ケーブルテレビ、チラシ及び各種市内イベント等の機会を活用した啓発及び活動を進める。